

平成21年度 人事行政の運営等の状況について

町の人事行政運営等について町民のみなさんに理解していただくため、職員の任用、給与、服務等について、平成21年度の概要を公表します。

(給料等については、平成22年4月1日の状況も併せて公表します。)



1 任免及び職員数

(1) 採用の状況(H21.4.1～H22.3.31)

(単位:人)

職 種	事 務 職 等	保 健 師	保 育 士	栄 養 士	そ の 他	合 計
男 性	1				5	6
女 性	1	2	2			5
計	2	2	2	0	5	11

(注) その他は、派遣職員(諏訪広域連合・同消防・社会福祉協議会等)です。

(2) 退職の状況(H21.4.1～H22.3.31)

(単位:人)

職 種	事 務 職 等	保 健 師	保 育 士	栄 養 士	そ の 他	合 計
男 性	6				1	7
女 性	2		1			3
計	8	0	1	0	1	10

(3) 職員数の状況(各年度4月1日現在)

(単位:人)

区 分	事 務 職 等	保 健 師	保 育 士	栄 養 士	そ の 他	合 計
平成22年度	117	8	27	4	34	190
平成21年度	115	7	25	4	33	184
差 引	2	1	2	0	1	6

(注) 職員数には、嘱託職員は含まれません。平成22年4月1日付 採用職員は11人です。

2 給与に関すること

平成21年度普通会計における人件費の決算額は、12億978万円で、歳出決算額79億1,372万円の約15.3%です。

なお、この人件費には町長、副町長、および町議会議員などの特別職に支給される給料、報酬、手当などを含んでいます。

(1) 級別職員数の状況

(行政職給料表)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	
標 準 的 な 職 務 内 容	主事	主任	主査	副主幹	課長	参事		
H22.4.1 現在	職員数	29人	26人	74人	43人	13人	5人	190人
	構成比	15.3%	13.7%	38.9%	22.6%	6.8%	2.6%	100.0%
H21.4.1 現在	職員数	23人	22人	73人	49人	11人	6人	184人
	構成比	12.5%	12.0%	39.7%	26.6%	6.0%	3.3%	100.0%



(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額、平均年齢の状況

区分	一般行政職			技能・労務職		
	平均給料	平均給与	平均年齢	平均給料	平均給与	平均年齢
H22.4.1現在	320,472円	348,370円	42.4歳			
H21.4.1現在	332,440円	364,294円	43.6歳			

(注) 一般行政職とは、「地方公務員給与実態調査」に基づく区分で、全職員から税務職・福祉職・医療職・保健職・企業職等を除いた職員です。

(注) 平均給与月額とは、給料月額と月ごとの諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、宿日直手当)を加えたものです。

(3) 特別職の報酬等の状況

区分	月額	期末手当
給料	町長	494,900円
	副町長	592,000円
	教育長	534,000円
報酬	議長	288,000円
	副議長	224,000円
	議員	201,000円
	計	3.10月分

(平成21年度支給割合)
6月期 1.45月分
12月期 1.65月分

(4) 職員の初任給の状況(H22.4.1現在)

区分	初任給	
富士見町	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円
長野県	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円

(5) 職員給与費の状況(平成21年度・平成22年度一般会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 年額 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	138人	514,259千円	61,069千円	195,863千円	771,191千円	5,588千円
21年度	134人	509,319千円	68,091千円	213,296千円	790,706千円	5,901千円

(注) 企業会計・特別会計、そして広域派遣職員・同消防職員・社会福祉協議会派遣職員等は含みません。

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(6) 一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数7年以上 ～10年未満	経験年数10年以上 ～15年未満	経験年数15年以上 ～20年未満
		H22.4.1現在	大学卒	237,950円
	高校卒	203,300円	該当なし	293,487円
H21.4.1現在	大学卒	243,000円	該当なし	322,514円
	高校卒	該当なし	266,200円	294,150円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(7) 職員手当の状況

期末・勤勉手当(平成21年度支給割合)

期別	期末	勤勉	計
6月期	1.25月分	0.70月分	1.95月分
12月期	1.50月分	0.70月分	2.20月分
計	2.75月分	1.40月分	4.15月分

職務の等級による加算措置 有

時間外勤務手当(平成21年度普通会計)

支給総額	13,351千円
職員1人当たり 支給月額	7,780円



退職手当(平成21年度支給割合)

富士見町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職の特例措置 (2% ~ 20%)		その他の加算措置	定年前早期退職の特例措置 (2% ~ 20%)	
特別昇給	無		特別昇給	無	

特殊勤務手当(平成21年度普通会計)

区分	全職種
職員1人当たり支給月額	支給なし
代表的な手当の名称	

その他の手当

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。	同じ	
住居手当	借家または借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給されます。	同じ	
通勤手当	通勤のために交通機関または交通用具等で通勤する職員に支給されます。	異なる	支給基準を細分化して定めてあります

(8)ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員と地方公務員の給料水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を指数で示したものです。

平成21年度は、国家公務員と比較して3.4ポイント下回っています。

年度	ラスパイレス指数
平成21年度	96.6
平成20年度	97.2

3 勤務時間その他の勤務条件に関すること

(1)勤務時間、休憩・休息時間の状況(標準的なもの)

勤務時間		休憩・休息時間	閉庁日
始業時刻	終業時刻		
午前8時30分	午後5時15分	休憩 午後0時00分から午後1時まで	土曜日及び日曜日 祝日法に規定する休日 12月29日～翌年1月3日まで

(2)年次休暇の取得状況 (H21.1.1～H21.12.31)

概 要	平均取得日数	備 考
1年につき20日付与 翌年に繰越可能(最大20日)	6.55日	年間を通して在職した正規職員の平均です。

4 分限及び懲戒処分の状況

分 限 処 分		
職員の身分保障を前提としつつ、職責を果たすことが期待できない時に、職員の意に反する不利益な取扱いをすることをいいます。公務の能率の維持と適正な行政運営の確保を目的としています。	件 数	備 考
		2件

懲 戒 処 分		
公務員が一定の義務違反を行った場合に任命権者がその職員の責任を問うための制裁です。組織の規律と秩序の維持を目的としています。	件 数	備 考
		0件

5 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

区 分	研修内容	受講者数
・人事考課研修会	人事考課制度推進の研修(全体研修・考課者研修)	175人
・海外研修	高齢者福祉、少子化対策等についての海外視察研修	3人
・法制執務研修	条例制定・改正等の技術講習	2人
・派遣研修	広域連合・長野県・原村への派遣研修	5人
・JST監督者研修	仕事の管理・部下の管理育成に関する研修	3人

(2) 勤務成績の評定の状況

評定の回数	評定の時期	被評定者数
年2回	4月・10月	187人

6 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

区 分	内 容 等
市町村共済組合事務	・保険加入、脱退手続き等 ・人間ドック申請 受診者114人(内脳ドック併用9人)
職員安全衛生事業	・定期健康診断(集団ヘルススクリーニング) 受診実人員 86人 ・人間ドック助成 受診者114人(内脳ドック併用9人)
職員互助会補助事業	・職員福利厚生事業補助金 2,831,089円 (県互助会負担等) ・職員体育大会補助金 135,190円 (体育部助成等)

(2) 公務災害補償制度の状況

加入団体	災害件数	内 容 等
地方公務員災害補償基金長野県支部	2件	蜂刺症・指骨折

(3) 利益の保護の状況

不利益処分に関する不服申立てに係る書類の交付件数	0件
--------------------------	----

7 その他町長が必要と認める事項

区 分	人 数	内 容 等
職務に専念する義務の免除	53人	町関係団体の事務従事及び兼職等
営利企業等の従事制限	7人	営利企業等の事務又は業務に従事する場合等

8 公平委員会の報告事項

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件